

○財務省告示第三百十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年九月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年十月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年九月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別
表第一の六の項名

輸入数量

一五	一四の二	一四	一三	一二	一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
二七八トン	三三〇、四八九トン	六〇七、六二二トン	二、八〇〇、七九三トン	三二、七七五トン	七、三七一トン	四、二一六トン	二〇、九五〇トン	三・二トン	六トン	七五トン	四九二トン	一五、三〇二トン	二〇トン	〇トン	〇トン

一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九
二、八二五トン	六五、四七五トン	九、一八一トン	六七〇トン	四七〇トン	一四、二六三トン	一三五トン	二、七六一トン	六二一トン	〇トン	二、三二二トン	八、三一六トン	一トン	一八二一トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年九月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量

から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名		輸入数量
一四	一三	二、八〇〇、七九三トン 一八九、二八一トン